

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阪南市長 上 甲 誠

|                   |                                |
|-------------------|--------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 阪南市<br>(27232)                 |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 自然田他地域<br>(鳥取中、和泉鳥取、自然田、桑畑、貝掛) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年1月31日<br>(第1回)             |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は比較的平坦な水田地帯である。
- ・いちごなどを栽培する専業農家がいるが、ほとんどは水稻や自家消費の野菜栽培が主体の営農。農業機械や倉庫等の施設、肥料・農薬など営農経費が嵩み農業所得が低い。このため、農業後継者や担い手が不足し、遊休農地が増加している。
- ・現在の農地の利用状況として、自己耕作と回答した農地の筆数が21%にとどまる一方、耕作していないとの回答が23%ある。また、今後、将来の農地利用についても、農地を貸したい・売却したい意向の筆数が自己耕作の14%を大きく上回る28%もあり、10年後には耕作放棄地がさらに拡大することが懸念される。
- ・狭小で不整形な農地が多い。農道が狭い。
- ・水利の担い手も高齢化しており、共有地の草刈り等維持管理が困難になりつつある。
- ・遊休農地の解消にはさらなる担い手が必要。こうした担い手の受け入れには、農道整備や区画整理など基盤整備による営農環境の改善が課題となる。
- ・住宅地から離れた地区ではイノシシ等の獣害が多い。
- ・住宅地と隣接したところでは、住民からの苦情など営農環境が悪化している。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・手間のかからない新たな振興作物の模索とその販路開拓による収益性の向上を検討する。
- ・地域内外から担い手を募り、担い手から当地区の農地を借りたいとの希望があれば、すぐに対応できる体制づくりを検討する。
- ・新たな担い手を受け入れるため、また、高収益作物の導入拡大のためにも、農道整備や区画整理など営農条件の向上に必要な基盤整備について検討する。
- ・農業機械の共同利用など経費削減を検討する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| 区域内の農用地等面積                       | 73 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 73 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha    |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地は全て農業上の利用が行われるものとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                       |
| 農業委員や農地利用最適化推進委員が農地の出し手・受け手の調整を行うことで、担い手を中心に集積・集約化や団地面積の拡大を、農地中間管理機構を通じて進める。           |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                       |
| 目標地図に基づく貸借を、農地中間管理機構を通じて随時実施する。                                                        |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                        |
| 農道など基盤整備が必要な箇所を精査し、補助金を活用した整備事業を検討していく。また、区画整理についても、検討していく。                            |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                   |
| ・地域外から、地域の実態に即した多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していく。また、農業関係者や地域住民で連携し、相談から定着まで切れ目なく支援していく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                    |
| JA大阪泉州の農作業委託等を活用するとともに、大規模農家等への農作業委託の拡大を検討する。                                          |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                             |                                  |                                |                                          |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出   | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等            |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①効果的な鳥獣対策を地域ぐるみで検討し、実施する。  
 ⑦ ため池等共有地の維持管理体制を検討する必要がある  
 ⑩ 水稻の農業機械の共同利用などを検討していく。